

請 願 番 号	請 願 第 6 号	件 名	コロナウイルス検査の拡充を求める請願
受理年月日	令和3年 8月16日	請願代表者 住所・氏名	各務原市新鶴沼台5-140 三戸 光則
付託委員会	民生 常任委員会	紹介議員	波多野こうめ、永治明子

(請願趣旨)

新型コロナ感染の勢いが止まりません。東京をはじめ大都市のコロナ感染の広がりは災害級と言われるほど深刻な状況にあります。それが地方にも広がりつつあります。岐阜県も連日三桁の感染者数が出るなど大都市と同様の傾向を示しています。また、コロナ克服の切り札と言われるワクチン接種も各務原市では接種率も2回接種が37%、1回接種が45%（8月10日現在）と低く、今後コロナ感染者の増大は避けられない状況にあると言えます。一方、コロナ感染が1年半を経っても収束の糸口さえ見えてこないのは科学的見地に立った対処の不十分さにあります。科学的対処の一つに三密を避け、手洗い、うがいの励行、不要不急の不外出などがありますがこの対策だけでは限界があることはこの1年半の経緯を見ても明らかであります。また、コロナウイルスの厄介なのは弱毒性にあり無症状の陽性者の存在が感染を広げてしまうことにあります。これに対応するにはPCRをはじめあらゆる検査で陽性者を見つけ出し隔離治療するほかありません。こうした検査は国が先頭に立って進めるべきことですが、国はコロナ禍当初から検査に極めて消極的姿勢を取ってきました。（この1年間、世界の中で10万人当たりのPCR検査率はほとんど140位を上がることがなかった）一方、独自のコロナ検査拡充を図る自治体が増えてきています。自治体によっては方式の違いがあっても無料か安価で検査が受けられるよう予算措置を取って誰もが何時でも検査が受けられるよう進めています。飛騨市では今年4月から市民なら誰でも3000円でコロナウイルス検査（※NEAR法）が受けられるようにしました。各務原市は発熱などの体の異常が起き医者の診断上の判断で初めて無料検査が受けられますが、無症状での検査は自費（2～4万円）負担という旧態依然のままです。

迫りくるコロナウイルス禍にふさわしい検査体制の拡充強化を求めます。

※NEAR法はPCR法と同様の核酸検出法でPCR法と同様のウイルス検出能力がある。

(請願事項)

1. コロナウイルス検査を受けたい人が何時でも無料または安価で検査が受けられるよう検査の拡充をしてください。

請 願 番 号	請 願 第 7 号	件 名	難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願及び補聴器を保険適用されるよう国に求める意見書の採択を求める請願
受理年月日	令 和 3 年 8 月 1 7 日	請願代表者 住所・氏名	各務原市各務西町1-194 新日本婦人の会各務原支部 支部長 足立トミエ
付託委員会	民 生 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子
<p>(請願趣旨)</p> <p>難聴になると、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど日常の生活の質を落とす大きな原因になっています。</p> <p>最近では、難聴によるコミュニケーションの減少で、脳の機能低下につながり、鬱や認知症の原因になるとも考えられています。また、背後からの車両の接近に気づかず交通事故や犯罪被害に遭いやすくなることも懸念されます。</p> <p>補聴器は、一度購入すればいいものではなく、自分に合ったものにしていこうとすれば、大変な自己負担となります。価格は片耳あたり概ね3万円から20万円と高額で、保険適用もありません。身体障害者福祉法第4条に規定される高度・重度難聴者であれば、補装具費支給制度により1割負担で購入できますが、その対象者は僅かであり、大多数の人は自費で購入しているため、特に低所得者の配慮が求められます。</p> <p>一部の自治体では高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。</p> <p>補聴器の普及を向上させることで、難聴になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながると考えます。</p> <p>難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設をされるよう請願いたします。また、国に対して補聴器の保険適用が受けられるように意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を各務原市に創設してください。</li> <li>2. 補聴器を保険適用が受けられるよう国に求める意見書を採択してください。</li> </ol>			

請 願 番 号	請 願 第 8 号	件 名	日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願
受理年月日	令 和 3 年 8 月 1 7 日	請願代表者 住所・氏名	各務原市各務西町1-194 新日本婦人の会各務原支部 支部長 足立トミエ
付託委員会	総 務 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子

(請願趣旨)

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」は、今年1月22日に発効し「核兵器禁止条約」は法的な拘束力を持ちました。

今年の広島・長崎の平和式典での「平和宣言」は、松井一実広島市長は、被爆者の願いや行動が国際社会を動かし、1月22日に核兵器禁止条約の発効に結実したと指摘。「核により相手を威嚇し、自分を守る発想から、対話を通じた信頼関係をもとに安全を保障しあう発想へと転換する」ことを求め、「核抑止論」を批判するとともに、核不拡散条約で義務付けられた核軍縮の誠実な履行を要望しました。

長崎市の田上富久市長は、「ことし核兵器をめぐる新しい地平に立っています」と核兵器禁止条約発効の意義を強調。この条約を「世界の共通ルールに育て、核兵器のない世界を実現していくプロセスがこれから始まる」と述べ、日本政府に一日も早く署名・批准することを求めました。さらに核保有国と核の傘下国のリーダーに、「国を守るために核兵器は必要だとする「核抑止」の考え方のもとで世界はむしろ危険性を増している、という現実を直視すべきです」と訴えました。

被爆地の市長の願いを、被爆者、市民の願いを後押しするために各務原市議会として、日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准をすることを求めてください。

(請願事項)

1. 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名・批准調印することを求める意見書を提出されますよう請願します。